
プロジェクト 実務対応報告第40号「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」について

項目 第172回金融商品専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、実務対応報告第40号「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」について、第172回金融商品専門委員会（2021年11月30日開催）において聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

資料(2)¹

2. 金利指標置換後の会計処理に関する実務対応報告第40号の適用期限を1年延長する方向性に賛成する。
3. 1年延長する方向性に異論はないが、決算月で区切ると決算月による有利不利が発生する。決算月ではなく金利指標の置換に係る契約の観点で区切ることも考えられるのではないか。
4. シンセティックLIBORの取扱いを実務対応報告第40号で明記しないことについては今後マーケットの状況が変わるのであれば、その時に議論するのが良いと考える。
5. シンセティックLIBORの取扱いに関する論点を基準の改正において取り上げなかった理由について、可能な範囲で結論の背景において触れるべきである。

資料(3)²

(論点1)

6. 改正文案においては、金利指標の置換により、金利スワップの特例処理の要件のうち金利スワップの受払条件の一致が満たされなくなっても金利スワップの特例処理の継続ができるという趣旨及び改正文案が金利指標置換後の会計処理に関する定め適用期間内に金利指標の置換が行われた場合と行われなかった場合の双方

¹ 審議事項(6)-2と同じものである。

² 審議事項(6)-3と同じものである。

の取扱いを定めようとしているということ³が明確に伝わるようにするべきである。

(論点2)

7. 資料を見れば分かるが、文案だけでは定め趣旨が伝わりづらいように思われる。
8. ヘッジ会計の原則的処理方法（繰延ヘッジ）及び包括ヘッジに関する定めに対して金利スワップの特例処理等の取扱いに関する定めと同様の定めを設けないという結論の理由付け（第29項）では一般事業会社に対する言及しかされていないが、その理由を教えて欲しい。

(論点3)

9. 特段の意見は聞かれなかった。

資料(4)⁴

10. 本件は、公開草案を公表するというプロセスを採用するのかどうか確認したい。

以 上

³ 審議事項(6)-3では、専門委員会で頂いた意見に対応し、第19-2項と第19-3項に分割することで内容の明確化を図っている。

⁴ 審議事項(6)-4と同じものである。